

# 平成30年度予算 80億9,560万円

会計名	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	増減額	増減率
一般会計	59億6,600万円	65億6,500万円	△5億9,900万円	△9.1%
特別会計	21億2,960万円	29億5,170万円	△8億2,210万円	△27.9%
国民健康保険事業	5億6,150万円	7億1,970万円	△1億5,820万円	△22.0%
後期高齢者医療	8,420万円	8,500万円	△80万円	△0.9%
介護保険(保険事業勘定)	5億3,560万円	5億6,400万円	2,920万円	5.8%
介護事業(介護サービス事業勘定)	2,630万円	1,740万円	890万円	51.1%
簡易水道事業	7億2,000万円	14億2,000万円	△7億	△49.6%
公共下水道事業	2億200万円	2億320万円	△120万円	△0.6%
合計	80億9,560万円	95億1,670万円	△14億2,110万円	△14.9%

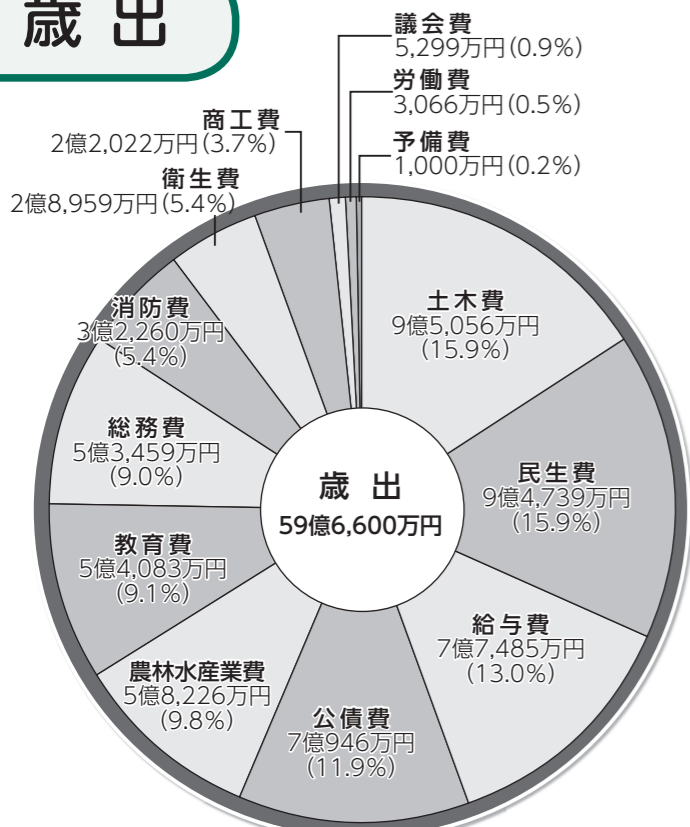
※端数処理のため、各項目と合計が一致しない場合があります。

問い合わせ 総務課財政グループ ☎27-2481

町の会計には「一般会計」と「特別会計」があります。  
一般会計は、通常の歳入歳出を管理する基本となる会計をいいます。しかし、自治体の仕事は広範囲にわたりますので、例外として、自治体が特定の事業を行う場合に、一般の会計と区分して経理する特別会計を条例により設けることができます。

一般会計・特別会計  
合計額は14.9%の減  
今年度の一般会計総額は、59億6,600万円です。対前年度比9.1%の減となりました。  
特別会計予算総額は、21億2,960万円です。対前年度比27.9%の減となりました。これは、国民健康保険事業特別会計において、療養費の減と財政運営母体が北海道へ移行したことによる制度変更に伴うものです。  
また簡易水道事業特別会計において、統合簡易水道事業の浄水場に係る工事費の減が主なものです。

## 歳出



一般会計歳出を町民1人あたりに換算すると

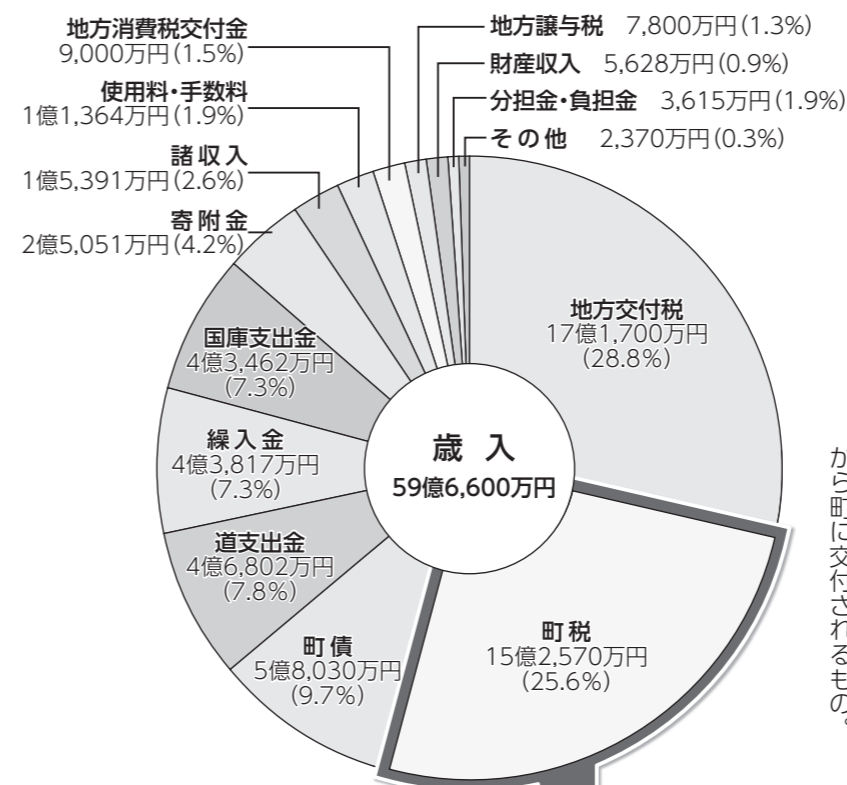
土木費(道路、河川の整備)	20万4,333円	衛生費(医療の充実・ごみ処理)	6万2,249円
民生費(福祉の充実)	20万3,651円	商工費(商工振興)	4万7,337円
給与費(職員の給料、手当)	16万6,563円	議会費(議員の報酬、手当)	1万1,391円
公債費(借入金の返済)	15万2,507円	労働費(労働者福祉事業)	6,589円
農林水産業費(産業振興)	12万5,162円	予備費(予備)	2,149円
教育費(学校教育・生涯学習の推進)	11万6,258円		
総務費(町の一般的な事務、まちづくり)	10万4,917円		
消防費(消防、災害対策)	6万9,346円		
<b>合計</b>	<b>128万2,459円</b>		

※平成30年3月31日現在の人口4,652人で換算しています

## 一般会計予算の

## 歳入・歳出内訳

## 歳入



町税の内訳

	予算額	町民1人あたり
町民税(個人・法人)	2億7,257万円	5万8,592円
固定資産税	12億1,028万円	26万164円
軽自動車税	1,470万円	3,159円
市町村たばこ税	2,815万円	6,051円
<b>合計</b>		<b>32万7,965円</b>

※平成30年3月31日現在の人口4,652人で換算しています

### チェックポイント

- **民生費**  
いきいきサポートサロン整備事業、総合福祉センター整備事業などが完了したため、2千862万7千円の減額となりました。
- **衛生費**  
簡易水道事業特別会計繰出金などにより5千907万9千円の増額となりました。
- **農林水産業費**  
青果物集出荷貯蔵施設整備事業の完了などにより4億1,622万8千円の減額となりました。
- **商工費**  
起業家人材育成事業などで4千240万円の増額となりました。
- **土木費**  
子育て支援住宅建設事業、高齢者共同福祉住宅建設事業の完了などで2億5千148万3千円の減額となりました。
- **教育費**  
小学校のプール改修事業などにより5千652万7千円の増額となりました。

### チェックポイント

- **町税**  
固定資産税で3千856万円の減により、対前年度比1.0%減額となりました。
- **国庫支出金**  
青果物集出荷貯蔵施設整備事業、子育て支援住宅建設事業などの完了により3億2千218万2千円の減で対前年度比42.6%の減額となりました。

### 用語の説明

- **地方交付税** ↓ 地方公共団体の財源の不均衡を調整し、一定水準の行政サービスを提供できるように財源を保障するもの。
- **町税** ↓ 町内の住民や企業などから集められるもの。町税には、町民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税があります。
- **町債(地方債)** ↓ 自治体の借入金でその返済期間が2年以上にわたるもの。
- **国庫・道支出金** ↓ 特定の行政目的を達成するために、国や道から町に交付されるもの。